
令和 7 年度
第 9 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和7年度第9回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和7年12月23日(火) 13時34分開会
14時33分閉会

開催場所 千歳市役所議会棟 2階 大会議室

1 出欠状況 (出席委員17名、欠席委員3名)

1番	平 沖 道 徳	出席
2番	今 務	出席
3番	三 溝 健 雄	欠席
4番	平 岡 日 出 男	出席
5番	高 橋 正	出席
6番	今 鉄 雅	出席
7番	宮 澤 徳 夫	出席
8番	山 形 繁 雄	出席
9番	鈴 木 弘 樹	欠席
10番	川 端 智 之	出席
11番	佐 々 木 雅 宏	出席
12番	片 桐 好 英	出席
13番	平 井 久	出席
14番	藤 田 勝 久	出席
15番	清 水 利 一	出席
16番	樋 口 司	欠席
17番	黒 澤 讓 治	出席
18番	中 村 由 美 子	出席
19番	工 藤 信 二	出席
20番	長 島 信 行	出席

2 事務局職員出席状況

事務局長	松 原 崇 人
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	目 黒 めぐみ
農地係長	小 野 美 幸
農地係主任	荒 川 裕 昭
農地係主任	田 中 秀 尚

3 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 開会宣言 |
| 日程第 2 | 会長挨拶 |
| 日程第 3 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | 報告の部 |
| | 報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出） |
| | 報告第 2 号 専決処分の報告について（農地法第 5 条第 1 項第 6 号届出） |
| | 報告第 3 号 令和 6 年度第 10 号農用地利用集積計画の変更について |
| | 報告第 4 号 専決処分の報告について（現況証明願） |
| 日程第 6 | 協議の部 |
| | 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| | 議案第 2 号 令和 7 年度第 4 号農用地利用集積等促進計画の要請について |
| | 議案第 3 号 令和 7 年度第 5 号農用地利用集積等促進計画の意見について |
| | 議案第 4 号 現況証明願について |
| | 議案第 5 号 千歳市農業委員会小委員会及び特別委員会設置要綱の一部改正について |
| 日程第 7 | その他 |

議事次第

<日程第1 開会宣言>

事務局長 ただいまから、令和7年度第9回農業委員会総会を開会いたします。本日は、3番、9番、16番は欠席する旨、届出がありました。よって、委員20名中、17名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催に当たり、会長からご挨拶があります。

<日程第2 会長挨拶>

会長 皆さんこんにちは。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、ただいまから会議を始めます。(13:34)

<日程第3 議事録署名委員の指定>

議長 日程第3、議事録署名委員を指名いたします。千歳市農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員には、5番、6番を指名いたします。

<日程第4 諸般の報告>

議長 日程第4、諸般の報告を行います。事務局より説明願います。

事務局 令和7年度第8回総会以降の諸般の事項につきましては、お手元に配付しております資料のとおりであります。事務局からは、以上です。

<日程第5 報告の部>

【報告第1号 専決処分の報告について（農地法第3条の3届出）】

議長 次に日程第5、報告の部に入ります。（13：35）
初めに報告第1号を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について、ご説明申しあげます。議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の3の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第3条の3の規定による届出は3件で、土地の所在等は、議案書1及び2ページのとあります。

それぞれの被相続人についてですが、整理番号8は さん、
整理番号9は さん、整理番号10は さんであります。

以上、報告第2号について、ご説明申しあげました。

事務局からは、以上であります。

議長 報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議長 質問がなければ、これをもって報告第1号を報告済といたします。

【報告第2号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項第6号届出）】

議長 次に報告第2号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 報告第2号について、ご説明申しあげます。議案書3ページをお開きください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

当日配布資料の1ページに、報告第2号資料として位置図・土地利

用計画図を添付しております。

令和 7 年度整理番号 1 は、 が、宅地造成を行うために所有権移転をする転用案件であります。

転用を行う土地の所在等は議案書 3 ページのとおりです。

当該地は令和 7 年 10 月 24 日に市街化区域に編入されており、市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届出を行うことで転用許可が不要となります。

当日配布資料 1 ページの下段、土地利用計画図をご覧ください。白丸柄になっているところが、事業用地として が から購入した土地で、このうち赤色で囲った部分が登記地目が農地であるため、届出があったものです。なお、赤色以外の部分は農地・採草放牧地以外であるため、届出が不要となります。

以上、報告第 2 号についてご説明申しあげました。

事務局からは以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

1 4 番 お話を聞き洩らしてしまったのですが、市街化区域に編入済みとありましたか、令和 7 年の何日か、もう一度教えていただけますか。

事 務 局 令和 7 年 10 月 24 日です。

1 4 番 分かりました。ありがとうございます。

議 長 他に質問がなければ、報告第 2 号を報告済といたします。

【報告第 3 号 令和 6 年度第 10 号農用地利用集積計画の変更について】

議 長 次に報告第 3 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 3 号についてご説明申しあげます。議案書 4 ページをお開きください。

令和 7 年 11 月 28 日付け千農計第 240 号、第 241 号及び第 242 号により、千歳市長から標記農用地利用集積計画の変更について、通知がありましたのでこれを報告します。

議案書 5 ページをお開きください。

上段が、変更前の令和 6 年度第 10 号農用地利用集積計画における

利 46 でありまして、下段が変更後となります。

変更箇所は、利用権の期間の内、終期の部分であります。

6 ページは同計画における利 47、7 ページは同計画における利 123 であります。変更箇所はいずれも、利用権の期間内の終期の部分であります。

また、変更に至った経緯であります。今月の議案第 3 号で提案いたします。令和 7 年度第 5 号農用地利用集積等促進計画の準備過程におきまして、農用地利用円滑化事業を用いて公益財団法人道央農業振興公社を介した同計画について、所有者と道央農業振興公社の契約と、道央農業振興公社と農業者の契約で、終期に齟齬があることが判明し、修正を行ったものであります。

以上、報告第 3 号について、ご説明申しあげました。

事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、報告第 3 号を報告済といたします。

【報告第 4 号 専決処分の報告について（現況証明願）】

議 長 次に報告第 4 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 4 号について、ご説明申しあげます。議案書 8 ページをご覧ください。

現況証明の願い出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

当日配布資料の 2 ページから 3 ページに、報告第 4 号資料として、位置図・航空写真・現地写真を添付しております。

土地の所在等は議案書のとおりです。

土地の区分は市街化区域であるため、事務局職員において本年 11 月 26 日に現地確認を行っております。

願出地は、上長都の工業団地に位置し、昭和 44 年 9 月に申請人により工場用地として農地法 5 条の農地転用申請の大蔵許可が下りています。その後、地目変更登記を失念してしまい、所有地の整理をしていたところ、当案件が発覚し、地目変更登記を行うため、現況証明

願出書の提出がありました。

調査の結果、願出地は工場が建てられ、工場で使用する資材置場などで利用されており、農地として活用することが困難であると判断したため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。

以上、報告第4号について、ご説明申しあげました。

事務局からは以上であります。

議長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議長 質問がなければ、報告第4号を報告済といたします。

<日程第6 協議の部>

【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長 次に、日程第6、協議の部に入ります。(13:44)

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号13を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について、ご説明申しあげます。議案書9ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求める。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が3件です。

当日配布資料の4ページから15ページに、議案第1号資料として位置図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

整理番号13は、新川地区の さん外1名が離農のため所有する農地を、新規就農する が譲り受ける所有権移転案件です。

当日配布資料の4ページから13ページに、位置図・航空写真・農地所有適格法人の要件・営農計画書を配布しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

法人による農地の取得に関しましては、農地法において形態や事業要件等が規定されており、農地所有適格法人として一定の要件を満た

す必要がありますが、当日配布資料の 5 ページ及び 6 ページの農地所有適格法人の要件にあるとおり、_____ は、農地所有適格法人の要件を全て充足しています。

_____ は令和 5 年に法人を設立し、2 年間の営農実績があります。

令和 5 年 12 月より〇〇〇にあるハウスで菌床しいたけ栽培を開始。

その後、令和 6 年 7 月より〇〇〇で 10 町の農地でズッキーニ、カブ、大根、ニンジン、長芋、ミニトマト、ゴボウなどを外国人実習生とともに栽培し、約 _____ 円の売上実績がありますが、〇〇では市街地での営農のため、営農証明は出ず、〇〇においては、諸般の事情により農地は作業受託での賃貸借であるため、こちらでも営農証明書は出ない状況です。

このような状態であるため、2 年の実績はありますが、今回初めて農地を取得することから新規就農という運びになりました。

権利内容は、農地法第 3 条による所有権移転で、所有権を設定する土地は、千歳市新川〇〇他 7 筆、公簿及び現況は共に田及び畠で、面積は 36,710 m² となります。

売買価格は _____ 円、10a 当り _____ 円となります。

今後の営農につきましては、当日配布資料の 7 ページから 13 ページの営農計画書の通りです。

調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号 13 についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号 13 については、農地小委員会で協議しておりますので、_____ 副委員長から協議結果について報告願います。

副委員長 11 月 28 日に、令和 7 年度第 2 回農地小委員会を開催し、議案第 1 号、整理番号 13 に係る新規就農者の権利取得について審議を行ったので報告します。

新規就農を希望する _____ の _____ さんから、営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。

その結果、営農への意欲も十分に感じられることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 他に発言がなければ、これで質疑を終了します。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
次に、整理番号 14 及び 15 を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案書 9 ページをご覧ください。
整理番号 14 は、さんが所有する農地を、さんが譲り受ける所有権移転案件です。当該土地は、さんが経営する農地に隣接しており、規模拡大のため、今般、さんが相続した土地を、新たに所有権移転するものです。
次に、議案書 10 ページをご覧ください。
整理番号 15 は、さん他 1 名が所有する農地を、さんが譲り受ける所有権移転案件です。当該地は、さんの経営地に隣接しており、一体的な利用を図るため、新たに所有権移転するものです。
いずれも、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号 14 及び 15 についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議長 これより質疑を行います。

1 4 番 10a あたりの売買価格を教えてください。

事務局 整理番号 14 は、売買価格 円で 10a あたり 円、整理番号 15 については、売買価格 円、10a あたり 円となっています。

1 4 番 分かりました。

4 番 整理番号 15 番は、もともとさんが耕作していたのですか。

事務局 正式賃貸ではなく、作業受託だったと伺っております。

4番 分かりました。

議長 他に発言がなければ、これで質疑を終了します。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。

(議案第2号 令和7年度第4号農用地利用集積等促進計画の要請について)

議長 次に議案第2号、令和7年度第4号農用地利用集積等促進計画の要請について、所18、19を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について、ご説明申しあげます。議案書11ページから13ページをご確認ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、公益財団法人北海道農業公社に対する農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請について、審議意見を求めます。
当日配布資料の16ページから18ページに議案第2号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、所有権移転が4件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです。まず、整理番号所18、所19をご説明します。
整理番号所18、所19は、譲受人が借り受けている土地について、公益財団法人北海道農業公社を介して、所有権を移転する案件になります。
なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権等の設定を受ける場合は、法律上の要件は定められておりませんが、同公社が定めた農地中間管理機構特例事業規程において買入の基準が定められており、本件は、当該規程で定められた基準を満たしております。
以上、整理番号所18、所19についてご説明申しあげましたが、よ

よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

議長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 なければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
次に、所 20 及び所 21 を議題といたします。
この議題につきましては、議事参与の制限の規定により、委員の退席を求めます。
暫時休憩します。(13:54)

(委員 退室)

議長 再開します。(13:54)
事務局より説明願います。

事務局 次に、所 20、所 21 は、令和 7 年度第 8 回総会議案 2 号農用地の買入協議に係る要請についてにおいて可決いただいたものであり、公益財団法人北海道農業公社から買入協議承認の結果通知があったことから、それぞれの農地を同公社が買入する農地売買等事業になります。

議決いただいた場合、北海道農業公社に所有権を移転した後、同公社から認定農業者に一時的に貸し付ける促進計画を、来年、ご審議いただく予定であります。

なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権等の設定を受ける場合は、法律上の要件は定められておりませんが、同公社が定めた農地中間管理機構特例事業規程において買入の基準が定められており、本件は、当該規程で定められた基準を満たしております。

以上、整理番号所 20、所 21 についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

1 4 番 地域計画との関係は問題ないのでしょうか。
整合性は取れてスムーズに進めていけるのでしょうか。

事 務 局 今回の案件は全て地域計画に載っているものとなります。

1 4 番 分かりました。

議 長 他になれば、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
委員の退席を解きます。
暫時休憩します。(13:56)

(委員 入室)

議 長 再開します。(13:57)

【議案第3号 令和7年度第5号農用地利用集積等促進計画の意見について】

議 長 次に議案第3号、令和7年度第5号農用地利用集積等促進計画の意見について利5から利62までを議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について、ご説明申しあげます。
議案書14ページをお開きください。
農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から意見をもとめられたので、審議意見を求める
当日配布資料19ページから63ページまでに議案第3号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

まず、利5から利55、利58から利62までの56件についてご説明します。

土地の所在等は議案書のとおりです。

更新となる案件は44件、借主を変更する案件は4件、新規の案件は4件、更新及び借主変更を含む案件は2件、更新及び新規を含む案件、一方が更新、一方が新規で2件になります。

この計画要請の内容は、農用地の効率的利用や、継続的かつ安定的な農業経営を定めた、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしております。

以上、農用地利用集積等促進計画について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

議長 これより質疑を行います。

1 4 番 全部これで中間管理事業に移行していくのでしょうか。まだ円滑化は残っていますか。これから新たに契約するものはないですね。

事務局 まだ円滑化は残っておりますが、これから新たに契約するものはありません。中間管理に移行するにあたり、まだ円滑化の契約期間が残っているものがあるため、期限が来たものから順番に移行していきます。今年だけではなく、来年、再来年もございます。

1 4 番 分かりました。

議長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。次に、利56、57を議題といたします。

この議題につきましては、議事参与の制限の規定により、委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(14:01)

(委員 退室)

- 議長 再開します。(14:02)
事務局より説明願います。
- 事務局 議案29ページ上段をご覧ください。当日配布資料は58ページになります。整理番号利56、利57は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人北海道農業公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
この計画要請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしております。
以上、整理番号利56、利57について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。
事務局からは以上であります。
- 議長 これより質疑を行います。
(質疑なし)
- 議長 なければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
(挙手多数)
- 議長 挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。
委員の退席を解きます。
暫時休憩します。(14:03)
- (委員 入室)
- 議長 再開します。(14:04)
次に、利63、64については、議事参与の制限の規定により、職務代理人と議長を交代し、私は退席いたします。
暫時休憩します。(14:04)
- (議長 退室)
- 議長(職務代理) 再開します。(14:05)
事務局より説明願います。

事務局 議案 30 ページ下段をご覧ください。当日配布資料は 63 ページになります。整理番号利 63、利 64 は利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人北海道農業公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

この計画要請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号の各要件を満たしております。

以上、整理番号利 63、利 64 についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。事務局からは以上であります。

議長 これより質疑を行います。
(職務代理) (質疑なし)

議長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
(職務代理) お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。
(職務代理) 議長の退席を解きます。
暫時休憩します。(14:06)

(議長 入室)

【議案第 4 号 現況証明願について】

議長 再開します。(14:07)
次に議案第 4 号、現況証明願について、整理番号 17 を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 4 号についてご説明申しあげます。議案書 31 ページをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は整理番号 17 と 19 の 2 件であります。

当日配布資料の 64 ページから 69 ページに議案第 4 号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。

初めに整理番号 17、現況証明願の所在地等は、議案書のとおりです。

願出地は、願出人の さん の所有で、令和 5 年に さんより相続した土地になります。

本件は、 さんが農地に内地番で住宅や倉庫等を建てましたが、農業者ではない さんが住宅等を相続したため、土地の地目整理をするため、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出があったものです。

調査の結果、願出地は、住宅、倉庫などがあり、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号 17 について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

1 0 番 11月6日に、私のほか、 委員、 委員及び事務局により整理番号 17 について現地調査を行いましたので報告します。

証明を受けようとする土地は、住宅用敷地及び倉庫が建てられており、農地利用はありませんでした。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

1 4 番 長都〇〇は赤い所が一筆ですか。

事 務 局 そうです。もともと大きい黄色い枠が〇〇だったのですが、地番を整理するために分筆し、赤い所がこちらの地番になりました。

1 4 番 分かりました。

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願

いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
次に、同じく現況証明願について、整理番号 19 を議題とします。
事務局から説明願います。

事務局 次に、整理番号 19、現況証明願の所在地等は、議案書のとおりです。

願出地は、平成 20 年に、願出人である が競売によって取得したものです。同社からは、駒里〇〇全てについて、農地採草放牧地以外とする現況証明願がありましたが、西側約 2 ha は、これまでにも蕎麦の作付けなどが行われており、農地として適正な利用が可能であることから、今回、お諮りする部分のみを対象として同社と協議し、同意を得ております。

調査の結果、願出地においては農地利用は無く、雑木や雑草が繁茂する土地であることから、今後についても農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号 19 について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは、以上であります。

議長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

1 8 番 12 月 10 日に、私のほか、 委員、 委員及び事務局により、整理番号 19 について現地調査を行いましたので報告します。

当日は、積雪状態ではありましたが、証明を受けようとする土地は、雑木や雑草が繁茂し、農地利用が無いことが確認できました。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

以上ですが、実際に積雪状態でありまして、見た感じでは写真の 1 の方向から見て、4 の数字のちょうど正面あたりの所が、他の場所と植生が違うのではないかと見受けられました。

夏場ではないので、どのようにその辺が違うのか、3 から 4 にかけてのラインで、〇〇があった所の裏の方がどのような状況であったのかは、実際雪がない状態で歩いてみなければ分からぬのではないか

か、という疑問を持ちながら、でも実際に農地として利用されていないということは確かなので、このような結論になりましたが、やはり積雪状態で確認するのは非常に難しいということを改めて感じた次第です。

現地調査を行うと決めた後でも、後日雪が積もってしまったら、調査は出来ないとお返事するのもやぶさかではないのかと思っております。

- 議長 これより質疑を行います。
- 1 1 番 該当の方はこちらに住んでいるのですか。
- 事務局 東京在住です。
- 1 1 番 一番初めに事務局から説明があったように、もっと広い面積を申請してきたのですか。
- 事務局 当日配布資料の 67 ページ下段の写真ですが、赤で囲っている場所が今回お諮りしている土地になりまして、その西側の緑色で開けた土地があります。こちらの真ん中にラインが入っており、この線から右側も今回の〇〇の一部であります。上で繋がっておりまして、会社からはこちらも含めて欲しいという要請はありました。ここはご覧のとおり、農地として利用が可能な部分ですので、お諮りすることは出来ないと伝え、願出入からその旨、了承を得ております。一方で、今回の赤線の部分は木もかなり生えており、実際に長年農地としては利用されていないので、ここの部分のみであれば、農地・採草放牧地以外としてお諮りし、協議をして今回の状況となっております。
- 1 1 番 この除外した所は誰かに貸して作ってもらっているのですか。
- 事務局 会社が韃靼そばなどを作っています。
- 1 1 番 本人は東京に住んでいて、誰が作っているのですか。
- 事務局 従業員を一人か二人雇って作業を行っていたようです。
- 議長 暫時休憩します。(14 : 16)
- 議長 再開します。(14 : 25)

他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第5号 千歳市農業委員会小委員会及び特別委員会設置要綱の一部改正について】

議長 次に、議案第5号千歳市農業委員会小委員会及び特別委員会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第5号について、ご説明申しあげます。議案書32ページをお開きください。

千歳市農業委員会小委員会及び特別委員会設置要綱の一部を次のように改正するので、審議意見を求めます。

このたび、令和7年度第3回定例会において、千歳市農業委員会委員定数条例の改正を行い、令和8年7月20日より、委員の定数を20人から18人としたことに伴いまして、委員全体の定数とは別に、千歳市農業委員会小委員会及び特別委員会設置要綱に定めております、農政小委員会、農地小委員会、火山灰・砂利採取特別委員会の各定数についても、令和8年7月20日より、これまでの10人から9人に変更するための一部改正であります。

なお、こちらの案件に関しては、本年10月31日に開催いたしました、第7回農業委員会総会のその他報告でも一度、委員の皆様にご相談し、同意をいただいておりますことを申し添えます。

以上、議案第5号について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは、以上であります。

議長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願

いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 意見がなければ、事務局からの報告をお願いします。

事務局より次の事項について、報告があった。

口頭 農地小委員会の案内

口頭 「令和8年度農業委員会総会日程及び許可申請等提出期限案」について

口頭 農業者年金の加入推進について

口頭 第1回農業者年金加入推進班会議の開催について

口頭 市理事者と委員の新年懇談会について

口頭 1月の総会開催時間について

<閉会宣言>

議長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした、(14:33 閉会)